

一般財団法人山口県交通安全協会一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、職員の職業生活と育児を含めた家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に向け、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年9月1日～令和9年8月31日までの5年間

2 内容

目標1：育児・介護休業等に関する規程の周知徹底と職員の支援意識の醸成

〈対策〉 令和4年9月～

- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした職員に対し、個別に育児休業制度等について周知するとともに休業取得の意向を確認する。
- 職員全員に育児・介護休業等に関する規程及び各種制度の趣旨等を周知し、子育てを行う職員に対する支援意識の醸成を図る。

目標2：育児休業等に関する相談窓口の充実

〈対策〉 令和4年9月～

- 事務局及び各自動車学校に設置された相談窓口の周知と相談窓口担当者の資質の向上に努める。

目標3：育児・介護休業法に基づく諸制度の周知徹底と活用の促進

〈対策〉

- 令和4年10月～
出生時育児休業や育児休業の分割取得等の各種制度の周知徹底と積極的な活用の促進を図る。
- 令和6年4月～
「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。

目標4：年次有給休暇の計画的取得の促進

〈対策〉 令和4年9月～

- 幹部による職員の年次有給休暇取得状況の把握と取得低調者に対する働きかけ（休暇取得日の指定等）を図る。
- 短時間年次有給休暇制度の周知徹底と職員のニーズに沿った年次有給休暇の取得を促進する。